

高知県における日本語教育の推進に関する

基本的な方針



令和4年3月策定

高知県

<目次>

第1章 日本語教育推進に係る基本的な方針の概要	1
1. 背景及び趣旨	1
2. 位置づけ	1
3. 方針の期間	1
第2章 県内における外国人を取り巻く状況	2
1. 教育の場における状況	2
2. 就労の場における状況	3
3. 生活の場における状況	5
第3章 日本語教育の推進の基本的な方向	8
1. 高知県の日本語教育の目指す姿と方針	8
2. 県の責務	9
3. 市町村に期待される役割	9
4. 事業者期待される役割	9
5. 関係機関・団体の連携強化	9
6. 推進体制	9
第4章 日本語教育の推進に関する施策	10
1. 施策の柱1・日本語教育の機会の拡充	10
(1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育	10
(2) 外国人留学生等に対する日本語教育	14
(3) 外国人等である被用者等に対する日本語教育	16
(4) 地域における日本語教育	19
2. 施策の柱2・日本語教育に関する理解と関心の増進等	22
3. 施策の柱3・日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上	24
第5章 日本語教育推進関連事業の実施計画	26

用語について

本方針においては便宜上、日本国籍の県民を「県民」、外国籍の県民を「外国人」と分けて表記しています。

第1章 日本語教育推進に係る基本的な方針の概要

1. 背景及び趣旨

近年、日本の在住外国人人数が増加しており、本県でも令和3年6月末時点では4,725人と、平成28年同月の3,763人と比較して5年間で約26%増加しています。

その主な要因としては、技能実習生の受入が増加していることがあります。また、外国人材は、各産業の継続・発展を支える貴重な存在として、今後ますますの活躍が期待されています。

こうした外国人の方々が、日本社会の中で生活していく上で必要な日本語を身につけ、教育や就労・生活の場で円滑に意思疎通できる環境を整備するため、日本語教育のさらなる充実が求められるようになり、令和元年6月に議員立法により、「日本語教育の推進に関する法律」（以下、「推進法」という。）が成立しました。また、翌年6月には、推進法に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下、「国の方針」という。）が閣議決定されました。

推進法では地方自治体に「日本語教育の推進に関し、地域の実情に応じた施策を策定、実施する責務(第5条)」を有すると規定しており、また「国の方針を参酌し、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める(第11条)」といった努力義務が規定されています。

本方針はこのような状況を踏まえて、本県における日本語教育の充実を図り、外国人との共生社会の実現を目指すための、取組の基本方針として策定するものです。

2. 位置づけ

本方針は、推進法第11条の規定に基づく国の方針を参酌し、本県の基本的な方針として策定するものです。

また、本方針は県の関連する方針・計画との整合性を図りながら推進します。特に令和3年3月策定の「高知県外国人材確保・活躍戦略」は、外国人材の受入環境整備の全体施策を示すものであり、日本語教育支援も項目に盛り込まれていることから、同戦略に基づく取組と本方針に基づく取組は、一体的に推進を図ります。

3. 方針の期間

対象とする期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

ただし、この間、外国人を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、必要に応じて見直しなどを行っていくものとします。

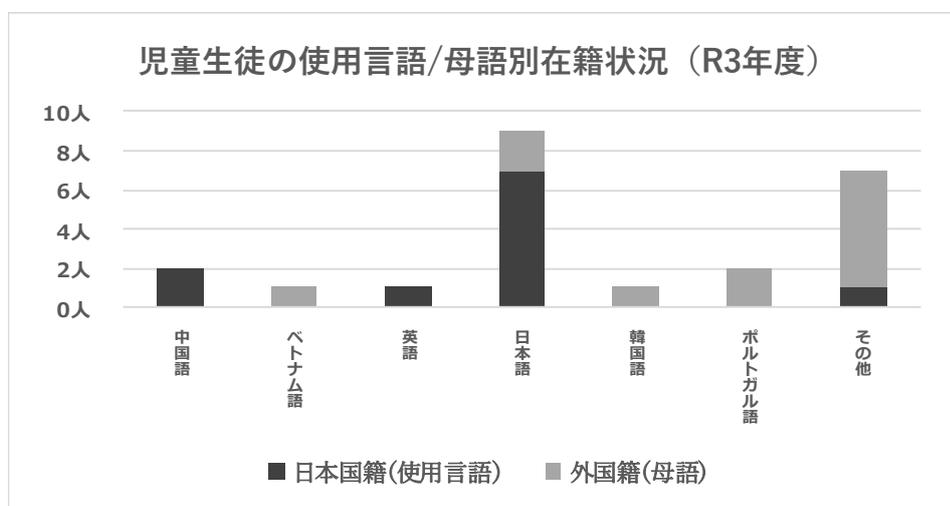
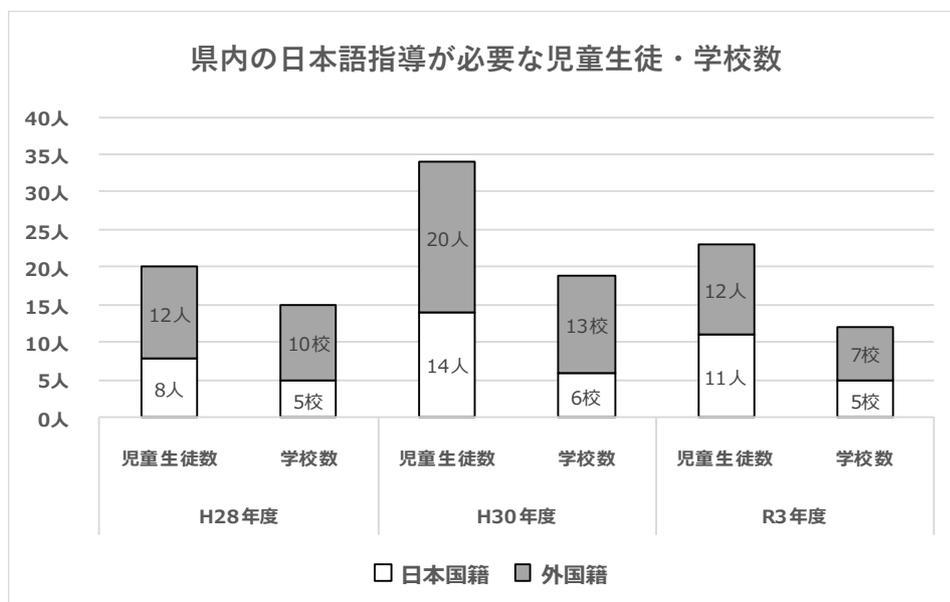
第2章 県内における外国人を取り巻く状況

1. 教育の場における状況

(1) 日本語指導が必要な児童・生徒の受入状況

文部科学省が実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると、令和3年5月時点での本県の公立学校における日本語教育が必要な児童生徒数は、23人[※]です。また、日本語指導が必要な児童生徒の使用言語・母国語は、日本語が多いものの様々な言語に分かれています。

今後、新しい在留資格の創設に伴い家族帯同で在住する外国人が増えると予想されることから、将来的にはさらに外国籍の児童生徒が増加することが見込まれます。

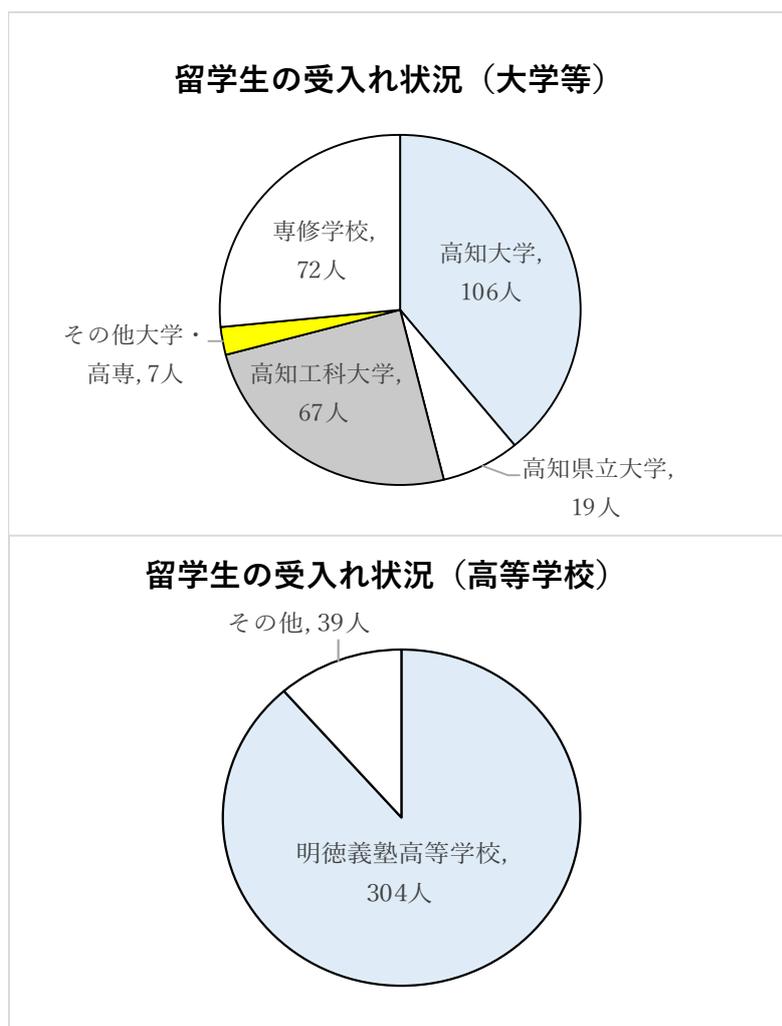


※R3年度は速報値(文部科学省調査)

(2) 留学生の受入状況

県内高等学校、大学、専修学校で受け入れている留学生の多くがアジア地域からの留学生で、中国からの留学生が最も多くなっています。

留学生の多くは母国ですでに日本語を学んでいたり、学内で日本語を学んだりしており、日本語でのコミュニケーションが円滑にとれる場合が多いですが、卒業後の進学先や就職先として、県内に定着してもらうための仕組みづくりが課題となっています。



※R3 年度予定受入数（「高知県の国際交流」より）

2. 就労の場における状況

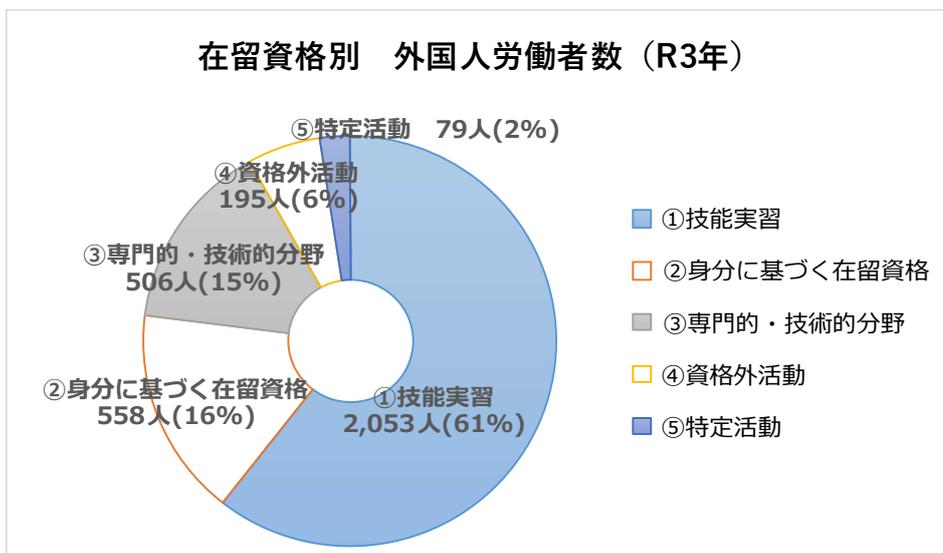
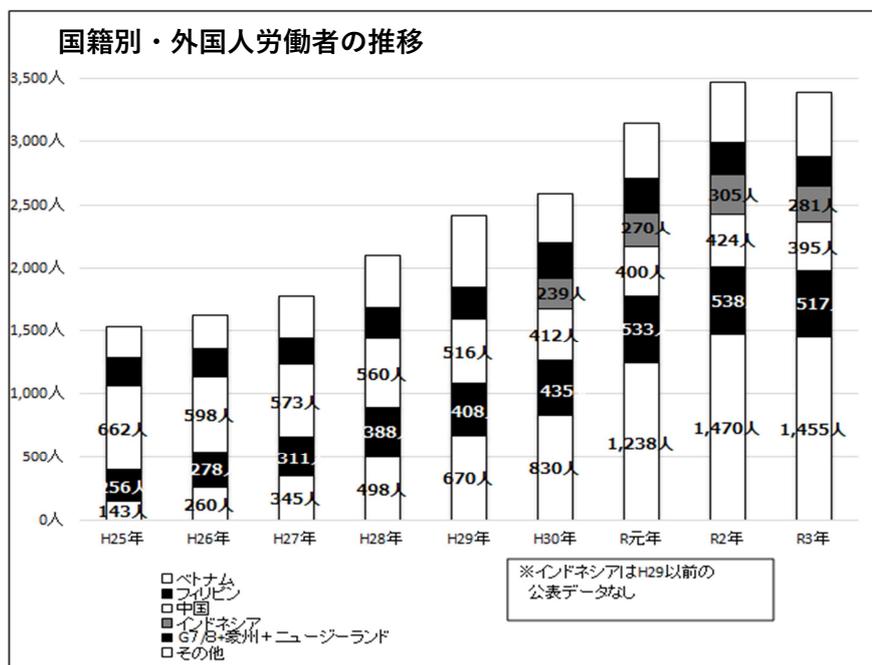
高知労働局の公表によると、令和3年10月末時点で、3,391人の外国人労働者が913事業所において雇用されており、外国人労働者は年々増加しています。

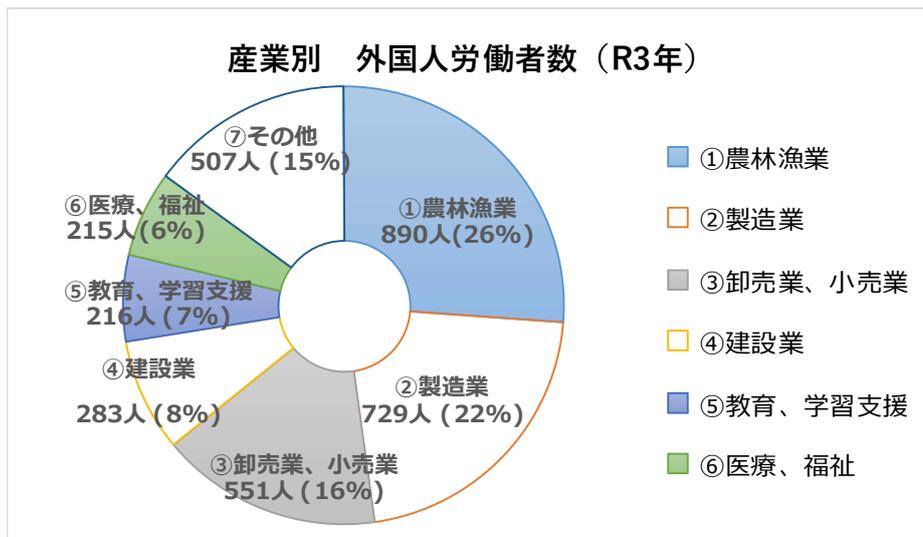
国籍別では、ベトナムが最も多く、次いでフィリピン、中国の順となっています。

また在留資格別では「技能実習生」が最も多く、全体の61%を占めます。次いで永住者など「身分に基づく在留資格」、「専門的・技術的分野」となっています。

産業別では、農林漁業が最も多く、次いで製造業、卸売業・小売業、建設業となっているほか、様々な分野で外国人が雇用されており、外国人が各産業の重要な労働力になっています。

その一方で、県が令和2年度に県内事業所を対象に実施した外国人雇用実態調査においては、外国人受入れに関する課題として「日本語でのコミュニケーションがとりづらい」「社内の受入れ体制の整備」という意見があげられており、日本語教育に関する支援が求められています。





高知労働局「外国人雇用の届出状況」より（各年10月末の数値）

3. 生活の場における状況

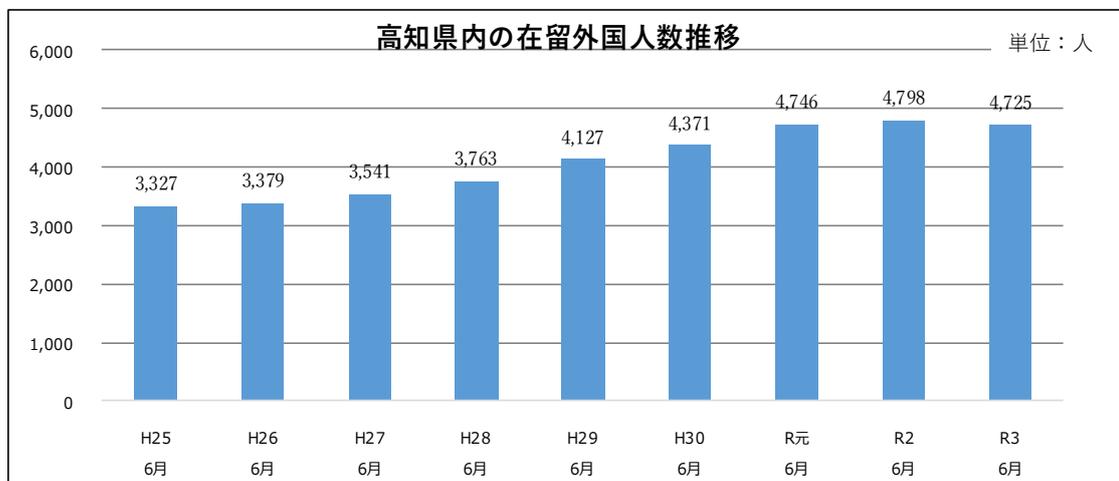
(1) 外国人数

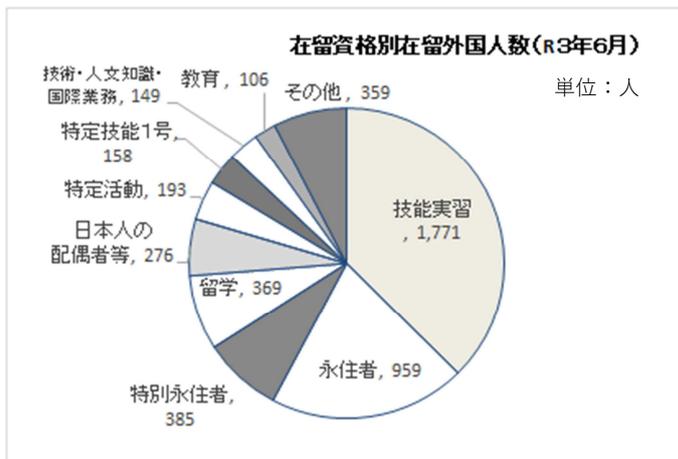
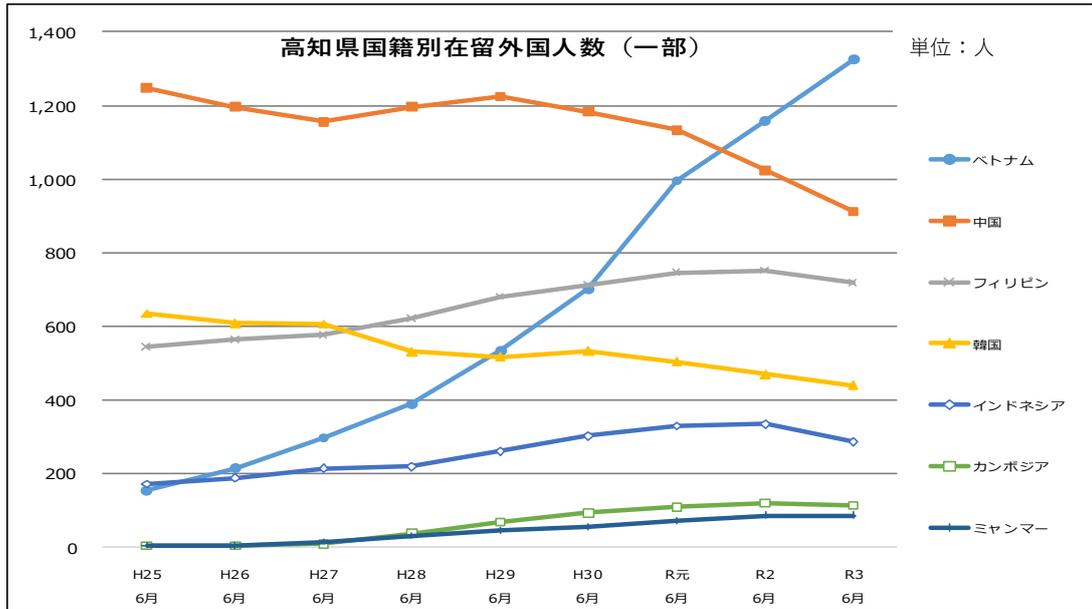
高知県における外国人数は、平成27年頃から令和2年度までは徐々に増加し続けており、令和3年6月は新型コロナウイルス感染症の影響で前年よりやや減少したものの、4,725人でした。背景には技能実習生等、労働者の増加があることから、コロナが収束した後は再び増加していくことが予想されます。

国籍別ではこれまで中国が最も多かったのですが、ベトナムが急激に増加しており、令和2年には中国を抜いて最も多い外国籍の人口となりました。このほかでは、フィリピンも近年増加しています。

在留資格別では技能実習が最も多く、永住者、特別永住者が続きます。

市町村別にみると、高知市に在住している方が最も多く、このほか土佐市、須崎市、香南市、香美市、南国市など、市部に多く在住しています。





法務省統計局「在留外国人統計」より

在留外国人数が100人以上の市町村

市町村	人数
高知市	1,822人
土佐市	364人
須崎市	363人
香南市	348人
香美市	322人
南国市	320人
黒潮町	152人
四万十市	127人
宿毛市	101人
その他の市町村	930人

（2）地域日本語教室の状況

令和4年1月現在、市町村が関与する地域日本語教室は、南国市、土佐市、須崎市、黒潮町、土佐清水市の5カ所に開設されているほか、高知市内では、公益財団法人高知県国際交流協会（以下、「県国際交流協会」という。）で日本語教室（対面及びオンライン形式）が開設されています。県国際交流協会では、このほか国等から提供されたオンデマンド教材や本県オリジナルの土佐弁講座等を同協会ホームページ上で公開しています。

地域日本語教室は、その多くがボランティアで運営されています。単なる言語の

学習の場ではなく、地域住民とその地域に在住する外国人の交流の場であり、異なる文化の相互理解を促進し、外国人が地域生活に関する情報を得ることのできる場でもあるので、アクセスしやすい身近な地域に開設を進める必要があります。

第3章 日本語教育の推進の基本的な方向

1. 高知県の日本語教育の目指す姿と方針

今後、外国人材の確保を推進することとあわせ、外国人を地域社会の一員として受け入れ、外国人が社会から孤立しないような環境の整備が必要となります。

また、県民と外国人がお互いにその文化的背景を理解し、尊重し、支え合うことによって、共に生き生きと輝ける共生社会づくりを目指す必要があります。

そこで、日本語教育の推進に当たっては、以下のことを「目指す姿」として進めていくこととします。

「目指す姿」

日本語教育を通じて県民と外国人との交流や相互理解が進み、
地域の仲間として共に働き共に暮らす高知県
～みんなでつくろう、グローバル高知家～

また、この「目指す姿」の実現に向け、以下の3つの施策の柱を方針として定め、これらに基づき具体的な取組を行うこととします。

施策の柱1・日本語教育の機会の拡充

県内における全ての外国人が必要な日本語教育を受けられる環境づくり

施策の柱2・日本語教育に関する理解と関心の増進等

共生社会につながる県民の意識づくり

施策の柱3・日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上

県内の日本語教育の推進を支える人づくり

3つの柱をそれぞれ単独又は相互に連携・関連させて取り組むことにより、日本語教育に関する施策を推進していきます。

2. 県の責務

県は、本方針に基づき、全県的視野から広域的な課題への対応、情報収集や提供、先導的な取組などを推進するとともに、関係主体それぞれが連携して期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行います。

3. 市町村に期待される役割

市町村は、地域住民として生活する外国人にとって最も身近な基礎自治体として、地域日本語教室等と連携し、日本語教育体制の整備等をしていくことが期待されます。

4. 事業者期待される役割

外国人労働者を雇用する事業者は、外国人労働者が地域の一員であることを踏まえ、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習機会の提供や学習支援に努めることが期待されます。

5. 関係機関・団体の連携強化

県内における日本語教育が適切に行われるためには、日本語教育や外国人等に関わる機関が連携し、日本語教育の推進に関する取組を進めていくことが重要です。

県は、市町村や県国際交流協会、外国人労働者を雇用する事業者、外国人等の支援を行う団体等の関係者相互間の連携強化や、必要な体制の整備に努めます。

6. 推進体制

本方針に基づき、県は日本語教育関連の事業計画を策定し、具体的な取組を実施します。

事業計画に基づく取組については「高知県外国人材確保・活躍戦略」の取組と一体的に進捗管理を行うほか、関係機関や有識者等で構成する「高知県日本語教育推進会議」において定期的に進捗の報告を行い、意見等を聞きながら、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

第4章 日本語教育の推進に関する施策

1. 施策の柱1・日本語教育の機会の拡充

[県内における全ての外国人が必要な日本語教育を受けられる環境づくりを行います]

(1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

目標：外国人等の子どもたちが、生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするための適切な教育機会を確保するとともに、多様な言語や文化、価値観を尊重しながら学ぶことのできる環境をつくる。

① 公立学校における受入体制の整備

【現状と課題】

- ・ 県内で日本語指導が必要な児童生徒は、令和3年5月時点で23人と絶対数が少ない状況です。 ※速報値（文部科学省調査）
- ・ 小中学校においては、義務標準法による基礎定数の算定を用いて日本語指導教員の配置を行っています。しかし、その数は日本語指導が必要な児童生徒が在籍する全ての学校に配置するには十分ではないことから、必要数について国に加配を要望しているものの、要望数全ての実現には至っていません。
- ・ 高等学校では、受入実績が少ないため、日本語指導が必要な場合、学習支援員等で対応しています。

【施策の方向性】

- ・ 外国人児童生徒等の公立学校における受入人数に応じて、国の配置基準に沿った日本語指導教員配置を行うとともに、本県の郡部の実態に応じて、国へ加配の要望を行います。
- ・ 市町村教育委員会に対しては、県内外における日本語指導が必要な児童生徒への対応事例の情報提供を行うとともに、個別事例の相談等に応じて助言を行います。

【具体的な取組】

- ・ 国の配置基準に沿った日本語指導教員の配置、国に対する日本語指導教員加配の要望（小中学校課）

- ・市町村教育委員会に対する情報提供や個別事例の相談等への対応
(小中学校課／高等学校課／特別支援教育課)

②日本語指導教員等の資質能力の向上

【現状と課題】

- ・日本語指導が必要な児童生徒数が全国と比べ極めて少ないため、県教育委員会による日本語指導教員のみを対象とした研修は実施しておらず、研修による体系的な人材育成は十分でない状況にあります。
- ・国や関係機関が実施する研修により、日本語指導教員等の資質・能力の向上を図っています。
- ・県教育センターにおける県内の教職員を対象としたセミナーを通じて、外国人児童生徒を取り巻く環境や日本語指導に関する現状について周知しています。

【施策の方向性】

- ・日本語指導教員等の資質・能力の向上を図るため、引き続き、国等が実施する研修などへの参加を推進します。
- ・教員同士がお互いの実践を学び合う取組を促進します。

【具体的な取組】

- ・国等が実施する研修等や支援の活用（教育政策課(教育センター)／小中学校課)
- ・外国人児童生徒を取り巻く環境や日本語指導に関する現状について学ぶセミナーの実施（教育政策課(教育センター)）
- ・教職員ポータルサイト等を活用した教員同士の情報交換（小中学校課／教育政策課）

③就学機会の確保

【現状と課題】

- ・外国人の子どもの就学状況の把握等については、各学校・地域(市町村)において適切に対応しています。

【施策の方向性】

- ・外国人の子どもの就学機会が確保されるよう、各学校・地域（市町村）の取組を支援します。

【具体的な取組】

- ・市町村及び市町村教育委員会による就学状況の把握や保護者への情報提供の促進（幼保支援課／小中学校課／高等学校課／特別支援教育課）
- ・県立高校の入試情報のホームページ公開（高等学校課）

④将来を見通したキャリア教育等の実施

【現状と課題】

- ・学習指導要領に基づき、各学校において、児童生徒の発達段階や学校の特色等の実態に応じたキャリア教育等を実施しています。
- ・県立学校の入学者選抜試験において、中学校等からの申し出及び協議により試験問題にルビをふるなど、帰国・外国籍の児童生徒を対象とした特別な配慮を行っています。

【施策の方向性】

- ・児童生徒が希望の進路を実現できるよう、必要な知識や技能、社会性等を身につけられるキャリア教育や進路指導の充実を図ります。

【具体的な取組】

- ・キャリア教育の充実
多様なロールモデルの提示、キャリア・パスポートの効果的な活用の仕組みづくり等（小中学校課／高等学校課）
- ・進路指導の充実
進学・就職に関する経済支援制度の情報提供、就職アドバイザーによる支援等（高等学校課／小中学校課）
- ・入学者選抜試験における帰国・外国籍の児童生徒に対する個々の実情に応じた特別な配慮の実施（高等学校課）

⑤国際理解・国際親善教育の環境づくり

【現状と課題】

- ・学習指導要領に基づき、各学校において国際理解・国際親善教育を推進しています。
- ・外国人等の居住者が他県に比べ少なく、児童生徒の多言語、異文化に触れる機会は少ない状況です。

【施策の方向性】

- ・児童生徒が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりの取組を促進します。

【具体的な取組】

- ・学習指導要領に基づく外国語学習を通じた国際理解・国際親善教育の推進（小中学校課／高等学校課／特別支援教育課）
- ・高校生の国際交流に係る費用に対する支援や留学フェアの開催、ALT の配置等による海外留学や異文化等理解の促進（高等学校振興課／高等学校課／私学・大学支援課）
- ・国際交流員等による多文化共生（出前）講座の活用（国際交流課）

⑥夜間中学の活用

【現状と課題】

- ・令和3年4月から本県初の夜間中学（公立中学校夜間学級）を開設しています。
- ・対象となる外国籍の方に、夜間中学の情報をしっかりと伝える必要があります。
- ・日本語支援が必要な入学者がいる場合は、日本語の補習等の支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ・公立中学校夜間学級の円滑な運営及び充実により、本国で義務教育を受けていない外国籍の方等を対象に、学びの場を提供します。

【具体的な取組】

- ・公立中学校夜間学級の教育活動の充実（高等学校課）

(2) 外国人留学生等に対する日本語教育

目標：県内大学、企業等と連携し、就職を希望する留学生が県内で活躍できる仕組みを構築する。

①大学留学生に対する日本語教育等

【現状と課題】

- ・県内大学では、留学生を対象にした日本語の授業は実施していますが、ビジネスに特化した日本語教育を行っている大学は一部にとどまります。
- ・一定程度の留学生は、卒業・修了後に国内で就職していますが、県内に就職する留学生は限られています。
- ・「技術・人文知識・国際業務」等を中心に、専門的・技術的分野の在留資格により就労する、いわゆる「高度外国人材」の確保と活躍を推進するため、県内企業のニーズ等を踏まえ、大学等とも連携し、留学生の県内就職につながる仕組みを作ることが課題です。

【施策の方向性】

- ・県内の大学等や企業と連携し、留学生の県内就職につなげる取組を実施します。

【具体的な取組】

- ・就職支援コーディネーターによる留学生の就職に関する相談対応（商工政策課）
- ・県内企業の採用情報やインターンシップ情報、県主催の就職活動関連イベント情報の提供（商工政策課、私学・大学支援課）
- ・県内企業が外国人に対して求める技能や知識などのニーズを把握し、大学等と情報共有（雇用労働政策課）
- ・県内企業と留学生等とのマッチングの場づくりの実施（交流会や企業訪問ツアーの開催）（雇用労働政策課）

②専修学校留学生に対する日本語教育等

【現状と課題】

- ・「高知県の国際交流」（高知県まとめ）によると、令和3年度の県内専修学校での留学生受入校、受入数の予定は、2校で合計72人です。
- ・日本語学科の卒業生の多くは国内・県内の専門学校・大学等に進学しています。
- ・医療、介護の専門学校では、一定レベルの日本語力を有した留学生を受け入れており、卒業後は県内での就職を想定しています。

- ・卒業生が県内で就職できる仕組みを作るため、県内で有効なマッチングの場づくりや、ビジネス日本語をはじめビジネスマナー、専門用語の習得等も必要です。

【施策の方向性】

- ・県内の専修学校や企業と連携し、留学生の県内就職につなげる取組を実施します。

【具体的な取組】

- ・就職支援コーディネーターによる留学生の就職に関する相談対応（商工政策課）
- ・県内企業の採用情報やインターンシップ情報、県主催の就職活動関連イベント情報の提供（商工政策課、私学・大学支援課）
- ・県内企業が外国人に対して求める技能や知識などのニーズを把握し、専修学校等と情報共有（雇用労働政策課）
- ・県内企業と留学生等とのマッチングの場づくりの実施（交流会や企業訪問ツアーの開催）（雇用労働政策課）

(3) 外国人等である被用者等に対する日本語教育

目標：職場等における効果的なコミュニケーションの促進や職務に必要な日本語教育を通じて、外国人等である被用者等が働きやすい環境を整備する。

①職場内でのコミュニケーション促進

【現状と課題】

- ・技能実習生を中心とした外国人労働者に対する日本語学習を支援するため、高知県中小企業団体中央会では、令和2年度から事業所担当者向け日本語指導法研修を実施しています。
- ・令和2年度に実施した外国人雇用実態調査によると、日本語学習の支援を行っていると回答した事業所は44.2%であった一方、外国人受入れに関する課題として「日本語でのコミュニケーションがとりづらい(46.4%)」、「社内の受入れ体制の整備(25.3%)」等の意見があります。

【施策の方向性】

- ・職場内で日本人と外国人双方による効果的なコミュニケーションが行える働きやすい職場づくりを目指し、事業主への支援や啓発を行います。

【具体的な取組】

- ・「外国人材確保・活躍ガイドブック（R3作成）」等を活用した、円滑なコミュニケーションのための日本語教育に関する啓発（雇用労働政策課）
- ・各企業の経営者や教育担当者向けに、生産性向上と職場のコミュニケーションに関する研修会の実施（経営支援課）

②職業訓練としての専門的な日本語習得

【現状と課題】

- ・技能実習生に対する日本語教育は、一般的には監理団体が入国直後に行っています。実習開始後の日本語教育については、雇用している事業者によって支援の状況が異なりますが、その職務(OJT)を通じた日本語習得が主となっています。
- ・県内の受入団体の漁業技能実習生については、高知県外国人漁業研修センターで一括して受入時に研修しています。県では、同研修センターが行う入国後講習（日本語や日本文化等）に係る経費を支援しています。

- ・農業技能実習生については、早期技術習得を図るため、県では、写真や動画を多用した簡単な日本語又は母国語による農作業マニュアルの作成を支援しています。
- ・県中小企業団体中央会では、技能実習生を雇用する事業主に対して支援事業を実施(高知県→中央会の間接補助事業)しています。

【施策の方向性】

- ・専門的な日本語の習得に関しては、個別の業種ごとに状況や内容が異なるため、関係する部署においてニーズの把握や国の支援制度や教材開発などの状況を見ながら、監理団体や受入事業者等関係者と連携・協力して支援を検討・実施します。

【具体的な取組】

- ・個別業種ごとの支援の検討・実施
 - (農業分野)外国人材が理解しやすい作業マニュアルや動画の作成支援（環境農業推進課）
 - (木材産業分野) 関連団体と連携した受入状況の調査、個別事業者ごとのニーズの把握・支援（木材産業振興課）
 - (水産分野)外国人漁業技能実習生に専門的な日本語教育等を行う、外国人漁業研修センターへの支援（漁業振興課）

③看護・介護人材への日本語教育

【現状と課題】

- ・看護・介護人材については、国の経済連携協定（EPA）に基づき県内の施設が外国人看護師候補者や介護福祉士候補者を受け入れています。介護人材については、このほか「技能実習」や「特定技能」の在留資格の方が県内で業務に従事しています。
- ・看護や介護は対人業務であるため、患者や利用者、同僚とのコミュニケーションに必要な日本語能力のさらなる向上が必要です。特に看護分野に関しては専門用語が難解なことに加えて、受入施設が多言語での業務マニュアルを有していないことから、研修等による習得が課題です。
- ・県では、国事業を活用して外国人看護・介護人材の受入施設等が実施する日本語や専門知識等の学習支援への助成を行っています。

【施策の方向性】

- ・国の助成・支援制度を活用して、専門分野に関する日本語能力の向上のための

研修の実施や教材の提供等を支援します。

【具体的な取組】

- ・外国人看護人材の受入施設が実施する日本語学習支援事業への助成（医療政策課）
- ・外国人介護人材の受入施設等が実施する日本語学習及び介護分野の専門学習支援への助成（地域福祉政策課）

(4) 地域における日本語教育

目標：外国人が生活に必要な日本語を身につけるとともに地域住民と交流する場となる、地域日本語教室の整備を促進する。

①地域における日本語教育の推進体制づくり

【現状と課題】

- ・地域における日本語教育を推進するために、県国際交流協会が、ボランティア団体である高知日本語サロン、南国市国際交流協会等と協力し、地域日本語教室の立ち上げを支援しています。
- ・地域日本語教室の開設・運営は、地域に密着した息の長い活動とするため、地元市町村が主体的に教室の開設・運営に関わる仕組みとする必要があるほか、大学、ボランティア団体等、地域の日本語教育に関わる機関や団体との連携が不可欠です。
- ・地域における日本語教育の推進において、市町村や各団体等との連携体制を構築するため、中心となる役割を果たす「日本語教育総括コーディネーター」（以下、「総括コーディネーター」という。）の設置や、行政（県・市町村）と関係団体との情報交換・調整を行う場の設置が必要です。

【施策の方向性】

- ・県及び県国際交流協会は、市町村及び民間団体(ボランティア等)と協力し、新しく設置を目指す総合調整会議や総括コーディネーターの活用を図りながら、地域日本語教室の開設・運営や先進的な取組への支援、ボランティア等の人材育成などに取り組むための総合的な体制を構築します。

【具体的な取組】

- ・総括コーディネーターの配置（国際交流課）
- ・総合調整会議による関係者との情報共有（国際交流課）

②地域日本語教室の開設、空白地域への対応

【現状と課題】

- ・令和4年1月現在、市町村が関与する地域日本語教室は、南国市、土佐市、須崎市、黒潮町、土佐清水市の5カ所に開設されているほか、高知市内では、県国際交流協会が日本語教室（対面及びオンライン形式）が開設されています。
- ・地域日本語教室を開催・運営している市町村が一部にとどまっていることに加

え、中山間地域にも外国人が点在して居住しているため、地域日本語教室空白地域が存在しています。このような空白地域を解消し、外国人が身近な地域で日本語教育を受けられるようにすることが必要です。

- ・地域日本語教室の新規開設や、開設後の運営を継続するために、県国際交流協会はボランティアの育成や開設後のフォローアップ等の支援を実施しています。また教室運営が持続するためには、市町村の積極的な関与や支援が不可欠です。

【施策の方向性】

- ・市町村と連携して在住外国人や事業者のニーズを把握し、それらを踏まえたうえで日本語教室の拡大・推進を図り、日本語教育空白地域の解消を目指します。
- ・日本語教室の空白地域に在住するなど、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人のために、ICTを活用した学習の場を提供します。

【具体的な取組】

- ・管内の在住外国人や事業者を対象とした実態調査の実施（国際交流課）
- ・市町村での教室開設・運営に向けたアドバイザーの派遣等によるスタートアップ・フォローアップ支援（国際交流課）
- ・オンライン日本語教室などICTを活用した学習の場の提供（国際交流課）

③先進的な取組への支援

【現状と課題】

- ・県国際交流協会では、日本語教育等を実施している団体に対し、助成事業を実施しています。
- ・新たな取組を生み出すことができるよう、既存団体との検討や日本語教育を行う新たな団体の掘り起こしなどが課題です。

【施策の方向性】

- ・NPOや公益法人、大学等が取り組む、日本語教育や日本語教育人材の育成のための先進的な取組を支援します。

【具体的な取組】

- ・日本語教育に関して先進的な取組に特化した支援(補助)の実施（国際交流課）

④地域の日本語教育を担う人材の育成

【現状と課題】

- ・ 県内の地域における日本語教室は、専門性を持たないボランティアが中心となって運営しており、県国際交流協会が、高知日本語サロンや南国市国際交流協会に所属する有識者をアドバイザーとして派遣し、地域のボランティア団体を支援しています。
- ・ 地域で日本語教育を担うボランティアの確保及びスキルアップや、アドバイザーを担える能力・経験を持つ人材の確保及びスキルアップが課題です。

【施策の方向性】

- ・ 地域で日本語教育を担うボランティアや、その支援を行うアドバイザーに対して、必要な研修等の支援により、人材の育成・スキルアップを図っていきます。

【具体的な取組】

- ・ ボランティアの育成・スキルアップ等の研修の実施（国際交流課）
- ・ アドバイザーへの研修支援（国際交流課）

2. 施策の柱2・日本語教育に関する理解と関心の増進等

[共生社会につながる県民の意識づくりを行います。]

目標：「やさしい日本語」の普及を進めるとともに、日本語教育についての理解と関心を広げる。

①県民の日本語教育への理解と関心の増進

【現状と課題】

- ・県内において外国人が増加していることを踏まえ、外国人と県民の相互理解を促す啓発の取組が必要です。
- ・日本語教育の重要性の理解や地域日本語教室への参画の呼びかけに加えて、やさしい日本語のさらなる普及、特に公的機関や医療機関での利用率の向上が課題となっています。
- ・県国際交流協会や外国人生活相談センターでは、SNS、チラシ、パンフレット等による情報発信の際に外国語版に加えてやさしい日本語版を作成しています。また県国際交流協会はセミナー等の開催により、やさしい日本語の普及を図っています。

【施策の方向性】

- ・啓発等を通じて、県民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供します。

【具体的な取組】

- ・県の広報媒体等による日本語教育理解への啓発（国際交流課）
- ・パンフレットやチラシ、セミナー開催等によるやさしい日本語の普及（国際交流課）

②日本語教育コンテンツの情報提供

【現状と課題】

- ・地域日本語教室を推進するためには、より多くの方々に周知を図り、ボランティアの募集や外国人の参加を促すことが必要です。県国際交流協会のホームページやSNSでは、ボランティア向けセミナーや地域日本語教室開催についての告知や、「高知日本語教室マップ」による情報発信を行っています。
- ・同様に国等から提供されたオンデマンド教材や本県オリジナルの土佐弁講座等、

オンラインで学べるコンテンツに関しても、県国際交流協会ホームページ上で公開し、さらなる普及を図っています。

【施策の方向性】

- ・日本語教育に関する情報・コンテンツを収集し、ホームページ、SNS 等を活用して県民や在住外国人等に提供します。

【具体的な取組】

- ・地域の日本語教室に関する情報の提供（国際交流課）
- ・オンデマンド教材の周知（国際交流課）

③企業等への啓発

【現状と課題】（再掲）

- ・令和2年度に実施した外国人雇用実態調査によると、日本語学習の支援を行っていると回答した事業所は44.2%であった一方、外国人受入れに関する課題として「日本語でのコミュニケーションがとりづらい(46.4%)」、「社内の受入れ体制の整備(25.3%)」等の意見があります。

【施策の方向性】（再掲）

- ・職場内で日本人と外国人双方による効果的なコミュニケーションが行える働きやすい職場づくりを目指し、事業主への支援や啓発を行います。

【具体的な取組】（再掲）

- ・「外国人材確保・活躍ガイドブック（R3作成）」等を活用した、円滑なコミュニケーションのための日本語教育に関する啓発（雇用労働政策課）
- ・各企業の経営者や教育担当者向けに、生産性向上と職場のコミュニケーションに関する研修会の実施（経営支援課）

3. 施策の柱3・日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上

[県内の日本語教育の推進を支える人づくりを行います。]

目標：日本語教育の推進に必要な人材の資質向上を支援するとともに、裾野を拡大する。

①日本語教育を担う人材の育成

【現状と課題】

- ・地域日本語教室においては、ボランティアが中心となって運営しているため、ボランティアの確保とスキルアップのための支援が必要です。
- ・学校現場においては、日本語指導が必要な児童生徒数が全国と比べ極めて少ないため、研修による体系的な人材育成は十分でない状況にあります。

【施策の方向性】

- ・地域日本語教室におけるボランティアや学校現場における日本語指導教員等、日本語教育を担う人材への情報提供やスキルアップのための支援を行います。

【具体的な取組】（再掲）

- ・ボランティアの育成・スキルアップ等の研修の実施（国際交流課）
- ・アドバイザーへの研修支援（国際交流課）
- ・日本語指導教員対象の国等が実施する研修等や支援の活用（教育政策課(教育センター)／小中学校課）
- ・教職員を対象とした外国人児童生徒を取り巻く環境や日本語指導に関する現状について学ぶセミナーの実施（教育政策課(教育センター)）
- ・教職員ポータルサイト等を活用した教員同士の情報交換（小中学校課／教育政策課）

②地方公共団体の日本語教育担当者の育成

【現状と課題】

- ・施策の柱1「(4) 地域における日本語教育」で記載のとおり、地域の日本語教室を持続的に運営していくためには、運営主体であるボランティア団体だけでなく、市町村が主体的に参画、支援を行うことが重要です。
- ・現状は、在住外国人が比較的多い市町村においても役場の関与の仕方はそれぞれ

であることが課題となっています。今後、市町村役場の担当者のさらなる関与を促すためにも、日本語教育を円滑に推進するための情報提供を積極的に行う必要があります。

【施策の方向性】

- ・地域における日本語教育の推進に向け、優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため、市町村役場の担当者に対して、日本語教育に関する情報共有を図ります。

【具体的な取組】（再掲）

- ・総合調整会議による関係者との情報共有（国際交流課）

第5章 日本語教育推進関連事業の実施計画

施策の柱1・日本語教育の機会の拡充

区分		施策の方向性	課名	
大項目	中項目			
1 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育	①公立学校における受入体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 外国人児童生徒等の公立学校における受入人数に応じて、国の配置基準に沿った日本語指導教員配置を行うとともに、本県の郡部の実態に応じて、国へ加配の要望を行う。 市町村教育委員会に対しては、県内外における日本語指導が必要な児童生徒への対応事例の情報提供を行うとともに、個別事例の相談等に応じて助言を行う。 	小中学校課、高等学校課、特別支援教育課	
	②日本語指導教員等の資質能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導教員等の資質・能力の向上を図るため、引き続き国等が実施する研修等の参加を推進する。 教員同士がお互いの実践を学び合う取組を促進する。 	小中学校課、教育政策課(教育センター)	
	③就学機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の子どもの就学機会が確保されるよう、各学校・地域(市町村)の取組を支援する。 	幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課	
	④将来を見通したキャリア教育等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が希望の進路を実現できるよう、必要な知識や技能、社会性等を身につけられるキャリア教育や進路指導の充実を図る。 	小中学校課、高等学校課	
	⑤国際理解・国際親善教育の環境づくり		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりの取組を促進する。 	小中学校課、高等学校課、特別支援教育課
				高等学校課、高等学校振興課、私学・大学支援課
⑥夜間中学の活用		<ul style="list-style-type: none"> 公立中学校夜間学級の円滑な運営及び充実により、本国で義務教育を受けていない外国籍の方等を対象に学びの場を提供する。 	国際交流課	
			高等学校課	

取組予定				R7年度末の到達指標
R4	R5	R6	R7	
				<p>日本語指導が必要な児童生徒の学校への受入 100%を維持</p> <p>※日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（文科省、隔年）で状況把握 実施しない年度は県教委調べ（調査によって把握した児童生徒の状況を聞き取り）により確認</p>
			<p>国の配置基準に沿った日本語指導教員の配置</p> <p>市町村教委に対する情報提供、個別事例相談等への対応</p>	
			<p>国の研修等の活用</p> <p>外国人児童生徒や日本語指導等の現状に関するセミナーの実施</p> <p>教職員ポータルサイト等を活用した教員同士の情報交換</p>	
			<p>市町村・市町村教委による就学状況の把握や保護者への情報提供の促進</p> <p>県立高校の入試情報のHP公開</p>	
			<p>公立学校におけるキャリア教育・進路指導の実施</p>	
			<p>学習指導要領に基づく国際理解・国際親善教育の実施</p>	
			<p>国際交流に係る費用の支援や留学フェア、ALT配置等 海外留学や異文化等理解の促進</p>	
			<p>国際交流員等による多文化共生（出前）講座の活用</p>	
			<p>公立中学校夜間学級の運営</p>	

区分		施策の方向性	
大項目	中項目		課名
2 外国人留学生等に対する日本語教育	①大学留学生に対する日本語教育等	・ 県内の大学等や企業と連携し、留学生の県内就職につなげる取組を実施する。	商工政策課
			商工政策課 私学・大学支援課
			雇用労働政策課
	②専修学校留学生に対する日本語教育等		商工政策課
			商工政策課 私学・大学支援課
			雇用労働政策課

取組予定				R7年度末の到達指標
R4	R5	R6	R7	
			就職支援コーディネーターによる留学生の就職に関する相談対応	留学生等と県内事業者との出会いの場を設定 参加企業数 20社/年 参加外国人 50名/年
			県内企業の採用情報やインターンシップ情報、県主催の就職活動関連イベント情報の提供	
			県内企業が外国人に対して求める技能や知識などのニーズを把握し、大学等と情報共有	
			県内企業と留学生等とのマッチングの場づくりの実施	
			就職支援コーディネーターによる留学生の就職に関する相談対応	
			県内企業の採用情報やインターンシップ情報、県主催の就職活動関連イベント情報の提供	
			県内企業が外国人に対して求める技能や知識などのニーズを把握し、専修学校等と情報共有	
			県内企業と留学生等とのマッチングの場づくりの実施	

区分		施策の方向性	課名
大項目	中項目		
3 外国人等である 被用者等に対する日本語教育	①職場内でのコミュニケーション促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場内で日本人と外国人双方による効果的なコミュニケーションが行える働きやすい職場づくりを目指し、事業主への支援や啓発を行う。 	雇用労働政策課
			経営支援課
	②職業訓練としての専門的な日本語習得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な日本語の習得に関しては、個別の業種ごとに状況や内容が異なるため、関係する部署においてニーズの把握や国の支援制度や教材開発などの状況をみながら、監理団体受入団体等関係者と連携・協力して支援を検討・実施する。 	環境農業推進課
			木材産業振興課
			漁業振興課
	③看護・介護人材への日本語教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の助成・支援制度を活用して、専門分野に関する日本語能力の向上のための研修の実施や教材の提供等を支援する。 	医療政策課
地域福祉政策課			

取組予定				R7年度末の到達指標
R4	R5	R6	R7	
			外国人雇用に関するガイドブックなどを通じた事業主への啓発	職場内コミュニケーションの促進による、県内企業の外国人材活用の活性化
			企業の外国人担当者向け支援・啓発	
従事品目のマニュアル作成	マニュアルのブラッシュアップ	従事外品目のマニュアルを活用した学び		主要品目でのマニュアル作成
			受入状況の調査、個別事業者ごとのニーズの把握・支援	ニーズに基づき必要な支援の提供
			外国人漁業技能実習生に専門的な日本語教育等を行う、外国人漁業研修センターへの支援	実践的な日本語教育による外国人漁業技能実習の円滑な実施 外国人漁業技能実習生の高知県外国人漁業研修センターでの専門的な日本語教育受講率100%
			医療機関への補助	受入施設が必要とする日本語学習等に対する助成
			介護施設等が実施する外国人介護人材に対する日本語学習等支援への助成	

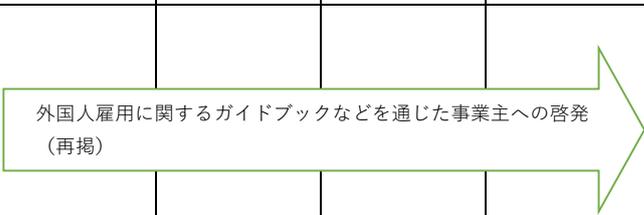
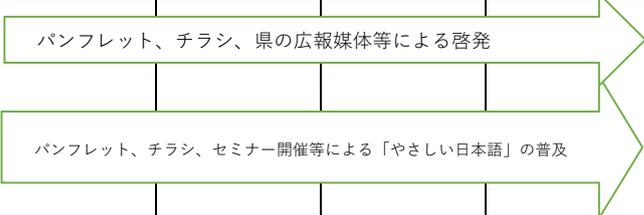
区分		施策の方向性	課名
大項目	中項目		
4 地域における日本語教育	①地域における日本語教育の推進体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び県国際交流協会は、市町村及び民間団体(ボランティア等)と協力し、新しく設置を目指す総合調整会議や総括コーディネーターの活用を図りながら、地域日本語教室の開設・運営や先進的な取組への支援、ボランティア等の人材育成などに取り組むための日本語教育の総合的な体制を構築する。 	国際交流課
	②日本語教室の開設、空白地域への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村と連携して在住外国人や事業者のニーズを把握し、それらを踏まえたうえで日本語教室の拡大・推進を図り、日本語教育空白地域の解消を目指す。 ・ 日本語教室の空白地域に在住するなど、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人のために、ICTを活用した学習の場を提供する。 	
	③先進的な取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPOや公益法人、大学等が取り組む、日本語教育や日本語教育人材の育成のための先進的な取組を支援する。 	
	④地域の日本語教育を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で日本語教育を担うボランティアや、その支援を行うアドバイザーに対して、必要な研修等の支援により、人材の育成・スキルアップを図っていく。 	

取組予定				R7年度末の到達指標
R4	R5	R6	R7	
				①外国人が100人以上の全ての市町村で日本語教室を開設 ②各教室のボランティアに運営の核となるリーダーの存在 ③市町村の関与及びボランティアの連携体制がとれている状態
			日本語教育総括コーディネーターの配置	
			総合調整会議の開催	
			実態調査の実施	
			市町村の日本語教育開設・運営支援	
			オンライン日本語教室の開催等ICTを活用した学習の場の提	
			国際交流協会を通じた先進的な取組への助成	
			ボランティアの育成等研修の実施、アドバイザーへの研修支援	

施策の柱2・日本語教育に関する理解と関心の増進等

区分		施策の方向性	課名
大項目	中項目		
日本語教育に関する理解と関心の増進等	①県民の日本語教育への理解と関心の増進	・啓発等を通じて、県民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。	国際交流課
	②日本語教育コンテンツの情報提供	・日本語教育に関する情報・コンテンツを収集し、ホームページ、SNS等を活用して県民や在住外国人等に提供する。	国際交流課
	③企業等への啓発	・職場内で日本人と外国人双方による効果的なコミュニケーションが行える働きやすい職場づくりを目指し、事業主への支援や啓発を行う。(再掲)	雇用労働政策課 経営支援課

取組予定				R7年度末の到達指標
R4	R5	R6	R7	
				市町村窓口でのやさしい日本語導入 転出入窓口での採用率 100%
				KIAホームページで地域日本語教室の 情報を公開 日本語教育に関する情報の発信回数： 年25回以上（HP及びSNS）
				職場内コミュニケーションの促進による、県内企 業の外国人材活用の活性化（再掲）



施策の柱3・日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上

区分		施策の方向性	課名
大項目	中項目		
日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上	①日本語教育を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域日本語教室におけるボランティアや学校現場における日本語指導教員等、日本語教育を担う人材への情報提供やスキルアップのための支援を行う。 	国際交流課 小中学校課 教育政策課 (教育センター)
	②地方公共団体の日本語教育担当者の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域における日本語教育の推進に向け、優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため、市町村役場の担当者に対して、日本語教育に関する情報提供を図る。 	国際交流課

取組予定				R7年度末の到達指標
R4	R5	R6	R7	
				各教室でのボランティアリーダーの育成 コア人材向け研修の受講者数:累計延べ40名
ボランティアの育成等研修の実施、アドバイザーへの研修支援(再掲)				
				(大項目1「②日本語指導教員等の資質能力の向上」に同じ)
国の研修等の活用(再掲)				
外国人児童生徒や日本語指導等の現状に関するセミナーの実施(再掲)				
教職員ポータルサイトを活用した教員同士の情報交換(再掲)				
				全市町村担当者と地域日本語教室リーダーの会議への参加
総合調整会議の開催(再掲)				

本章に係る取組予定は年度ごとに成果を踏まえ、必要に応じて実施内容や方法を見直すものとします。

